

平成26年11月17日
こども家庭部子育て支援課

子ども・子育て支援新制度説明会の開催概要について

1 開催の趣旨

平成27年4月から本格施行が予定されている子ども・子育て支援新制度の区民への周知を図るため、新制度の説明会を開催する。

また、練馬区子ども・子育て支援事業計画の素案策定の考え方についても併せて説明し、意見を伺う。

2 説明内容

- (1) 子ども・子育て支援新制度の概要について
- (2) 保育の必要性の認定と利用調整等について
- (3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画の概要について

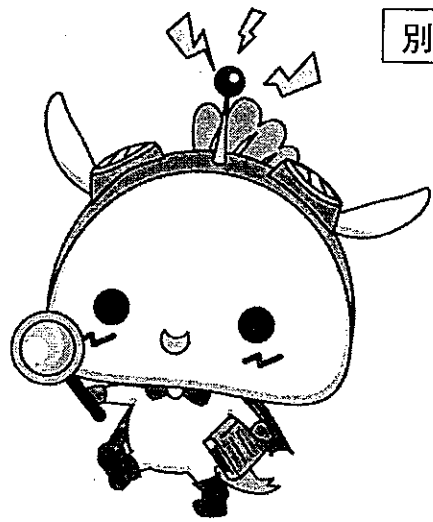
※説明会終了後、個別相談会を行う予定。

3 説明会資料

別紙1～3のとおり

4 開催日程

平成26年11月	8日(土)	午後2時00分～	勤労福祉会館集会室
		午後6時30分～	光が丘区民センターホール
	11月14日(金)	午後6時30分～	関区民センターホール
	11月18日(火)	午後6時30分～	練馬区役所地下多目的会議室



子ども・子育て支援新制度の概要 について

平成26年11月
練馬区

目的と背景

○ 目的

◎ 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上

○ 背景

- 急速な少子化の進行
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な保育所、学童クラブの待機児童問題
- 30歳代で低い女性の労働力率
- 子育て支援の制度・財源の縦割り



- 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・ 待機児童の解消
 - ・ 地域の保育を支援
 - ・ 教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実



制度の枠組みと主なポイント



- 子ども・子育て関連3法（平成24年8月公布）
 - 子ども・子育て支援法
 - 認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律）
 - 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- 主なポイント
 - 平成27年4月実施
 - 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）および小規模保育事業等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
 - 区市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育、子育て支援の提供について計画（「子ども・子育て支援事業計画」）を策定し、給付・事業を実施
 - 消費税率の引上げによる恒久財源（0.7兆円程度）の確保

施設型給付・地域型保育給付

○ 施設型給付

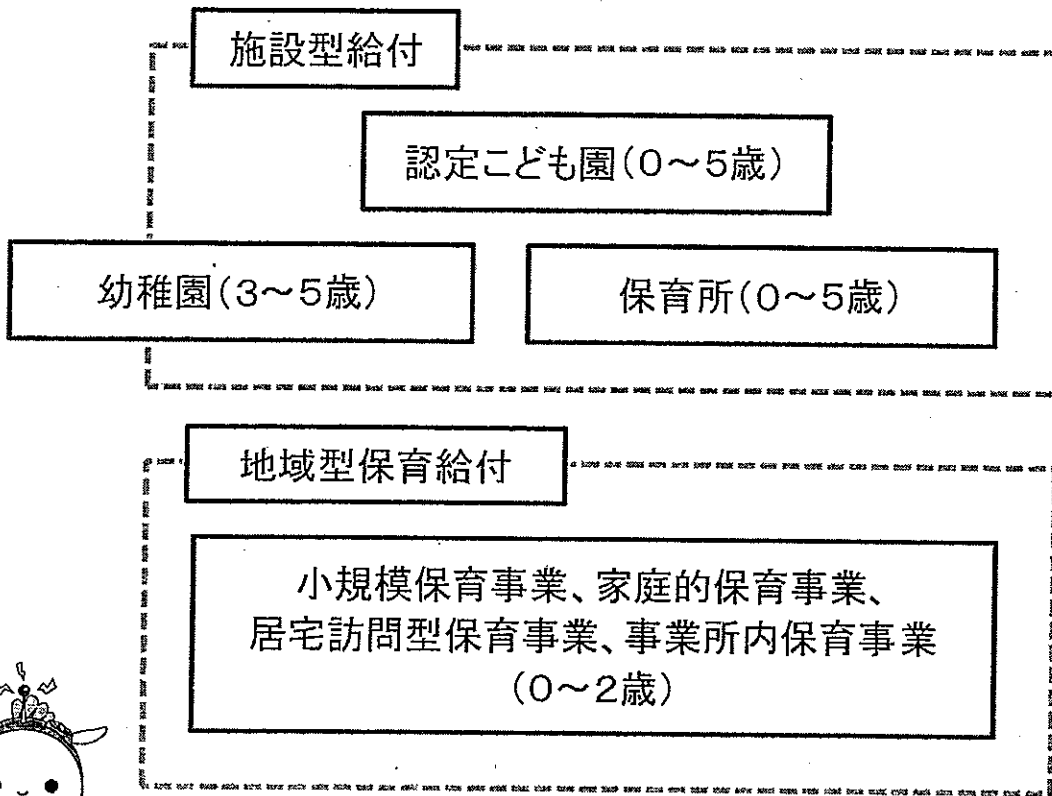
- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした財政支援
 - 対象施設 認定こども園、幼稚園、保育所
 - 支給要件
 - ・ 都による施設の認可（認可の仕組みは現行どおり）
 - ・ 区が新たに定める給付対象の基準を満たすことの確認
 - 給付の負担割合
 - ・ 国 1/2、都 1/4、区 1/4



○ 地域型保育給付

- ・ 新たに区市町村の認可事業となる小規模保育事業等を対象とした財政支援
 - 対象事業 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
 - 支給要件
 - ・ 区が新たに定める事業の基準に基づく事業の認可
 - ・ 区が新たに定める給付対象の基準を満たすことの確認
 - 給付の負担割合
 - ・ 国 1/2、都 1/4、区 1/4

給付の全体像



地域型保育事業

○子ども・子育て支援新制度では、以下の保育を区市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしている。

- ◇小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下）
- ◇家庭的保育事業（利用定員5人以下）
- ◇居宅訪問型保育事業
- ◇事業所内保育事業（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）



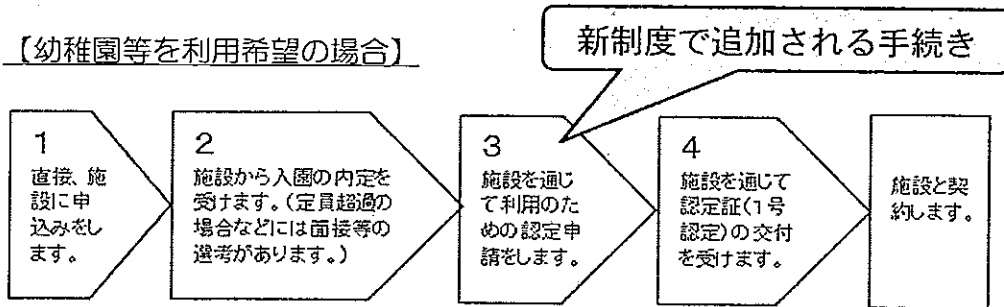
施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分



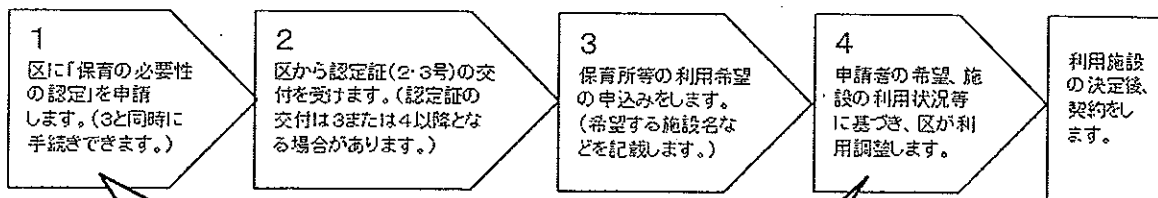
認定区分	認定区分	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外のもの (1号認定)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (2号認定)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (3号認定)	保育所 認定こども園 小規模保育事業等

利用手続のイメージ

【幼稚園等を利用希望の場合】



【保育所等で保育を利用希望の場合】

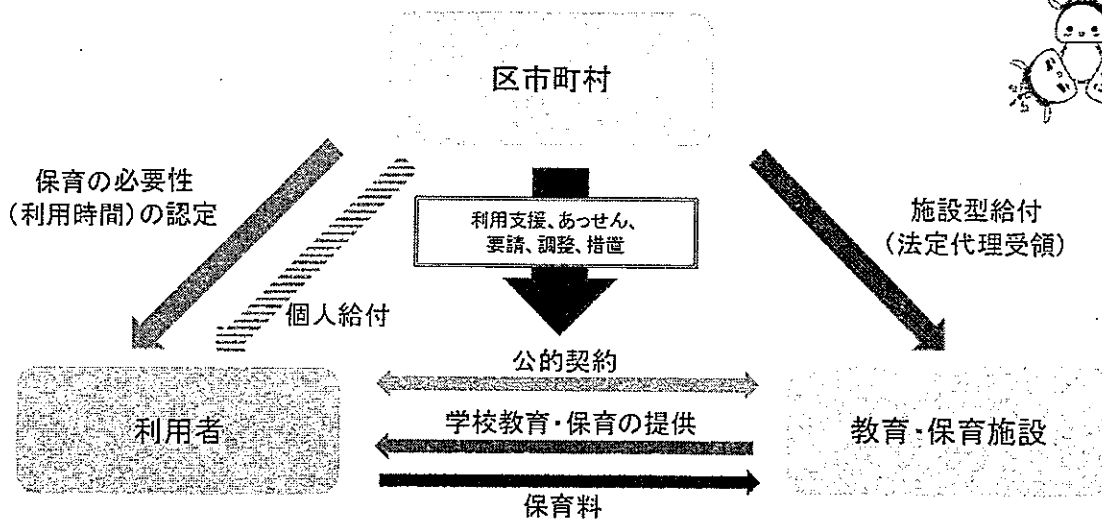
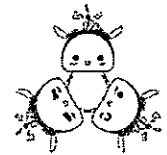


新制度で追加される手続き

これまでの保育所の選考とイメージはほぼ同じ



新制度における行政が関与した利用手続



- 区市町村が客観的基準に基づき、教育・保育の利用時間を認定する。
(認定区分、事由〔就労、介護等〕、保育必要量〔保育標準時間・保育短時間〕)
 - 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、居住区市町村から法定代理受領する仕組みとする。
 - 契約については、区市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
 - 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は国の選考基準に基づき、選考を行う。
- ※上記の整理は、地域型保育給付にも共通するものである。

利用者負担（保育料）のイメージ

- 新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内で区が決めます。
- 保育料は区が世帯の所得状況に応じて定めます。
(応能負担) ⇒ 住民税額等に基づいて算定
- 国が定める保育料の上限額は、おおむね現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担の水準と同程度としています。
- 区が定める保育料のほか、実費徴収（通園送迎費、文房具費、行事費等〔※事前説明・同意を要する〕）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための対価〔※事前説明・書面による同意を要する〕）が可能です。



教育標準時間認定（幼稚園、認定こども園）



階層区分	保育料上限額
①生活保護世帯	0円
②区市町村民税非課税世帯	9,100円
③区市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④区市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤区市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- 所得の階層ごとに保育料が設定されます。
- 実費負担や上乘せ利用料が生じる場合があります。

※上記の金額は国が定めた上限額です。

※教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の私立幼稚園の保育料額の全国平均額から所得に応じた幼稚園就園奨励費補助額を差し引いて設定しています。



保育認定（保育所、認定こども園、地域型保育事業）

階層区分	保育料上限額			
	3歳以上		3歳未満	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②区市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

- 所得の階層ごとに保育料が設定されます。
- 保育が必要な時間により、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の2つの区分に分けられます。

※上記の金額は国が定めた上限額です。
（この範囲内で区が保育料を決定します。）



地域子ども・子育て支援事業

○ 事業の概要

- 区市町村が地域の実情に応じて、区市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業（対象となる事業は子ども・子育て支援法で法定）
- 事業を実施するために必要な費用に充てるための交付金が国、都から交付

○ 対象事業

①利用者支援事業〔新規〕

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）

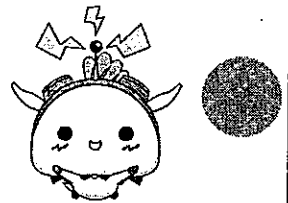
乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業



⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦ファミリーサポートセンター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児・病後児保育事業

病児・病後児について、保育所等に付設された専用スペースにおいて、保育士等が一時的に保育する事業



①放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

②実費徴収に係る補足給付を行う事業〔新規〕

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

③多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業

○ 費用の負担割合

○国 1/3、都 1/3、区 1/3



問い合わせ先

問い合わせ内容	担当	電話番号
新制度全般・事業計画のこと	子育て支援課 子育て支援計画担当係	5984-1306
幼稚園のこと	学務課 学事係	5984-5659
保育所等の入園手続きのこと	保育課 入園相談係	5984-5848
認定・保育料に関すること	保育課 保育認定係	5984-1479
地域型保育事業のこと	保育課 保育事業者係	5984-5845
保育所等の整備計画のこと	保育計画調整課 整備計画担当係	5984-4687

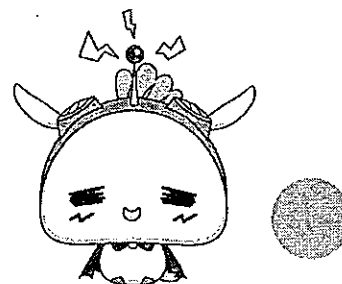
詳しく知りたい方は…

●内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

●練馬区ホームページ

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shussan/shinshien/shinseidogaiyou.html>



練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」
©練馬区

1 子ども・子育て支援新制度について

(平成27年度保育利用のご案内から抜粋)

子ども・子育て支援新制度とは、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年4月から、全国一斉にスタートする予定の新たな子ども・子育て支援の仕組みです。サービスの充実に必要な財源は、消費税8%および10%への引き上げ分を充てることとしています。

新制度では、現在の幼稚園、保育園、認定こども園に加えて「地域型保育事業」を新設し、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします。

● 保育園(認可保育園)

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。



● 地域型保育事業

○ 家庭的保育事業

定員1～5人で、家庭的な雰囲気のもと、保育を行います。
(現行の家庭福祉員(保育ママ)がこれに当たります。)

○ 事業所内保育事業

事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

○ 小規模保育事業

定員6～19人で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行います。
(現行のグループ型家庭的保育事業、スマート保育がこれに当たります。)

○ 居宅訪問型保育事業

障害など個別のケアが必要な場合などに保護者の自宅で1対1の保育を行います。

● 幼稚園

● 認定こども園

※幼稚園の利用をご希望の場合は、直接、施設へお問い合わせください。

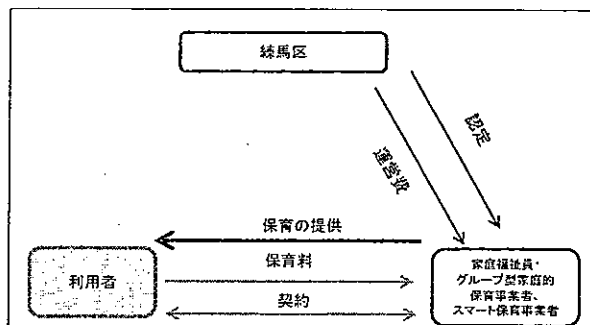
※認定こども園の保育利用(2号)で石神井南幼稚園または南光幼稚園をご希望の方は、保育園等とは申込み方法や締切日が異なりますので、保育課入園相談係または各認定こども園へお問い合わせください。

◆ 利用手続きのイメージ

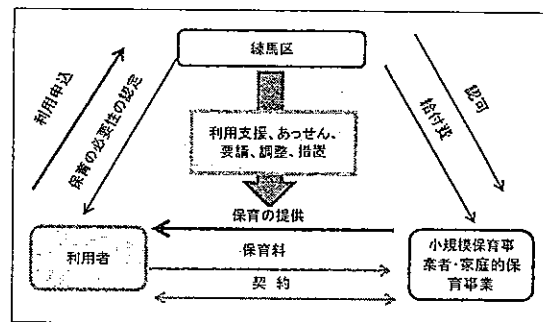
平成26年度までは、家庭福祉員(保育ママ)、グループ型家庭的保育事業、スマート保育の利用を希望する場合は各施設への直接申込みでしたが、新制度では、地域型保育事業として練馬区への利用申込みになります。

● 地域型保育事業

【平成26年度まで】



【子ども・子育て支援新制度実施後】



☆ この「保育利用のご案内」では、平成27年度から利用調整(選考)の対象となる認可保育園および地域型保育事業の家庭的保育事業(これまでの保育ママ)、小規模保育事業(これまでのグループ型保育事業、スマート保育)等を総称して「保育園等」と表記しています。従来の認可保育園は「認可保育園」とし、区立・私立の区別が必要なときは「区立保育園」「私立保育園」と表記しています。

2 保育の必要性の認定

保育園等の利用を希望する場合は、練馬区に「保育の必要性」の認定を申請します。申請を受けた区は客観的基準（就労や疾病など保育を必要とする事由およびその事由により保育を必要とする時間等）に基づき、保育の必要性を認定します。

保育園等を利用するためには、区から発行される「支給認定証」が必要になります。「支給認定証」は、入園することが決定した保育園等に提示するなど、必要な場合がありますので、大切に保管してください。

【1】認定の申請について

- 保育園等の利用申込みは、保育の必要性の認定の申請も兼ねています。
- 児童の認定区分により利用できる施設・事業が異なります。保育認定は、児童の年齢により2号と3号に分かれます。また、保育の必要性（事由、期間等）、必要量についても認定します。

認定区分	児童の年齢	対象の家庭	利用できる施設・事業
1号（教育標準時間認定）	3～5歳	教育を希望する世帯	幼稚園・認定こども園
2号（保育認定）	3～5歳	保育を必要とする世帯	認可保育園・認定こども園
3号（保育認定）	0～2歳	保育を必要とする世帯	認可保育園・認定こども園・地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業等）

※ 教育標準時間認定（1号）で幼稚園等を利用する時は、入園する幼稚園等で認定の申請をしてください。

【保育認定の内容】

①認定事由	②認定期間
就労	事由による必要な期間
妊娠・出産	出産する（予定）日の2か月前の月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
保護者の疾病・障害	それぞれの事由による必要な期間
同居親族等の介護・看護	
災害復旧	
求職活動	3か月
就学	卒業または修了予定日が属する月の末日まで
その他区長が必要と認める事由	保育を必要とする期間

※ 保育認定の有効期間は3年間を上限とし、2号認定は最大小学校就学前まで、3号認定は最大満3歳の誕生日までとなります。3号認定は満3歳以降は、2号認定に切り替わります。

③保育必要量	1 「保育標準時間」（最長11時間）
	2 「保育短時間」（最長8時間）

※ それぞれの家庭の就労実態等に応じて、保育を利用できる時間の上限を認定します。

※ 保育短時間認定の方が8時間を超えて利用した場合は、延長保育となります。利用の仕方については、決まり次第お知らせします。

【注意】

保育の必要性の認定と保育園等の利用調整（選考）は、それぞれ別の基準によって行われるため、保育の必要性が認定されても、必ずご希望の保育園等が利用できるわけではありません。

【2】支給認定の有効期間について

- 支給認定の有効期間は保育の利用可能期間と同じです。認定証に記載された有効期間が切れる前に、事由の変更届の提出がない場合は、退園になります。
- 支給認定証発行世帯を対象に、毎年「家庭状況調査」を行います。その際、「保育を必要とする状況を証明する書類（『就労証明書』等）」を提出していただきます。なお、期限までに提出がないときは在園できなくなる場合があります。

3 申請から利用までの流れ

(平成27年4月入園以降の申込み)

必要な書類の準備

- 保育園等を利用するためには、保育の必要性の認定を受けることが必要です。
- 提出が必要な書類は、世帯（保護者）の状況により異なります。

希望する保育園等
を選ぶ

- 提出された書類（『就労証明書』等）は、保育の必要性の認定と利用調整（選考）の審査の双方に使用します。
- 保育園等により、利用できる年齢や保育時間等が異なります。別冊「保育園等一覧」で必ずご確認ください。
- 希望順位は利用調整（選考）には影響しません。通園できる範囲で、利用したい順に選んでください。

保育の必要性の認定申請
および利用申込み

- 利用希望月ごとに申込締切日が決まっています。申込締切日の受付時間までに受理した申込書が利用調整（選考）の対象になります。
- お子さまの発達や健康状況に心配がある方は、個別にご相談をお受けしています。お早めに保育課入園相談係へご相談ください。障害児保育の1～3月入園は行っていません。
- 入園は毎月1日付で、月の途中からの入園はありません。（3月入園は行いません。）

保育の必要性の認定
および利用調整
（選考）

- 提出書類に基づき、児童ごとに保育の必要性を認定します。利用希望に沿って、利用調整（選考）を行います。申込者数が受入可能数を超えた場合は、「練馬区保育実施基準表」に従って保育指数と調整指数を合算した指数の高い児童から入園を内定します。
- 必要に応じて、保育課入園相談係・保育認定係から家庭や職場への訪問や電話等で調査・確認を行います。

保育園等の内定

- 4月入園の1次利用調整（選考）の結果は文書で通知します。4月以外の各月は、前月20日頃に保育課入園相談係から原則電話で連絡します。地域型保育事業については、文書にてもお知らせします。
- 内定を辞退すると、申込書も取下げになります。改めて、保育園等の利用を希望する場合は、申込書類一式の再提出が必要です。

内定後に、家庭の状況が、申込み時と異なることが判明したときは、内定を取消することがあります。

面接・健康診断
利用契約

- 内定した保育園で、面接・健康診断を行います。入園月の1日までに面接・健康診断を受けない場合、内定取消しになります。
- 面接・健康診断で集団生活ができないと判断された場合は入園できません。
- 児童ごとに保育の必要性を認定した『支給認定証』を送付します。
- 文書により保育料等を通知します。
- 保育園等と利用契約をします。

入園（利用開始）



4 平成27年4月入園児募集日程

1次利用調整 (選考) 受付	平成26年11月4日(火)～平成26年12月5日(金) ※1 ※ 平成26年12月1日から同月22日までに生まれた児童の申込期間は、 生まれた日から平成26年12月26日(金) 17時15分です。 ※1 ※ 平成26年12月23日から平成27年2月3日までに生まれた児童の申込期間は、 生まれた日から平成27年2月5日(木) 17時15分です。
1次内定発表	平成27年 2月19日(木) 《予定》 利用調整(選考) 対象者全員へ通知発送
2次受付 ※2	平成26年12月 8日(月)～平成27年 2月27日(金) 17時15分まで
2次内定発表	平成27年 3月12日(木) 《予定》 内定した方のみ通知発送

※1 平成26年12月1日(月)～12月5日(金)の期間は、保育課入園相談係の窓口のみ受付時間を
20時00分まで延長します。その他の日の受付時間は、17時15分までです。

※2 1次利用調整(選考)後、欠員があった場合に2次利用調整(選考)を行います。

◎ 郵送による申込みも受け付けていますが、申込締切日の受付時間までに保育課入園相談係に届いたもの
のみが有効です。余裕をもってお申込みください。(FAX・メールでの書類提出はできません。)

5 各月の申込締切日

入園月	申込締切日
平成26年12月	平成26年11月10日(月) 17時15分まで
平成27年 1月 平成27年 2月	平成26年12月5日(金) 20時00分まで ※1 ※ 平成26年12月1日以降に生まれた児童で、2月入園の産休明け保育の申込締切日は、 平成26年12月26日(金)です。 ※ 1月・2月は、認可保育園の障害児保育の入園選考は行いません。 ※ 平成27年1月または2月入園した児童が転園を希望する場合は、4月2次利用調整 (選考)から申込みできます。
平成27年 3月	入園選考は行いません ※2
平成27年 4月	上記「平成27年4月入園児募集日程」を参照
平成27年 5月	平成27年 4月10日(金) 17時15分まで
平成27年 6月	平成27年 5月11日(月) 17時15分まで
平成27年 7月	平成27年 6月10日(水) 17時15分まで
平成27年 8月	平成27年 7月10日(金) 17時15分まで
平成27年 9月	平成27年 8月10日(月) 17時15分まで
平成27年10月	平成27年 9月10日(木) 17時15分まで
平成27年11月	平成27年10月 9日(金) 17時15分まで
平成27年12月	平成27年11月10日(火) 17時15分まで

◎ 郵送による申込みも受け付けていますが、申込締切日の受付時間までに保育課入園相談係に届いたもの
のみが有効です。余裕をもってお申込みください。(FAX・メールでの書類提出はできません。)

※1 平成26年12月1日(月)～12月5日(金)の期間は、保育課入園相談係の窓口のみ受付時間
を20時00分まで延長します。その他の日の受付時間は、17時15分までです。

※2 2月入園の選考後(1月下旬頃)、5歳児クラスに限り、2月または3月入園の申込みを受け
付ける場合があります。ご希望の方は、保育課入園相談係へご相談ください。



現在、保育所などに在園している方の手続きについて

平成27年4月以降も、引き続き新制度に移行する保育所等の施設を利用する場合は、認定の申請が必要です。施設を通じて、申請書類をお渡しします。4月からの利用を希望している方には、認定後、3月下旬に支給認定証を送付する予定です。

現在利用している施設・事業	手続き
認可保育園	利用している園を通じて、12月に認定申請の方法を案内いたします。
家庭福祉員(保育ママ) グループ型家庭的保育事業 スマート保育 認定こども園(長時間保育)	利用している施設等を通じて、認定申請の方法を案内いたします。 認定申請と併せて、施設等の利用申し込みも必要です。

※練馬区外に住民登録がある方は、住民登録がある自治体に申請する必要があります。
詳細は住民登録地にご確認ください。

利用者負担（保育料）について

新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内で、区が定めることとなっています。現行の幼稚園や保育所などの保育料を基本に、平成27年4月からの保育料を検討しています。詳細が決まり次第、練馬区ホームページ等でお知らせします。

- 保護者の所得に応じて利用者負担(保育料)が異なります。
- 保育所の保育料は現在、所得税から算定していますが、平成27年4月からは、区民税から算定します。そのため、現行の保育料と同程度になるように保育料基準額表を検討していますが、最終的な金額には多少の変更がある場合があります。

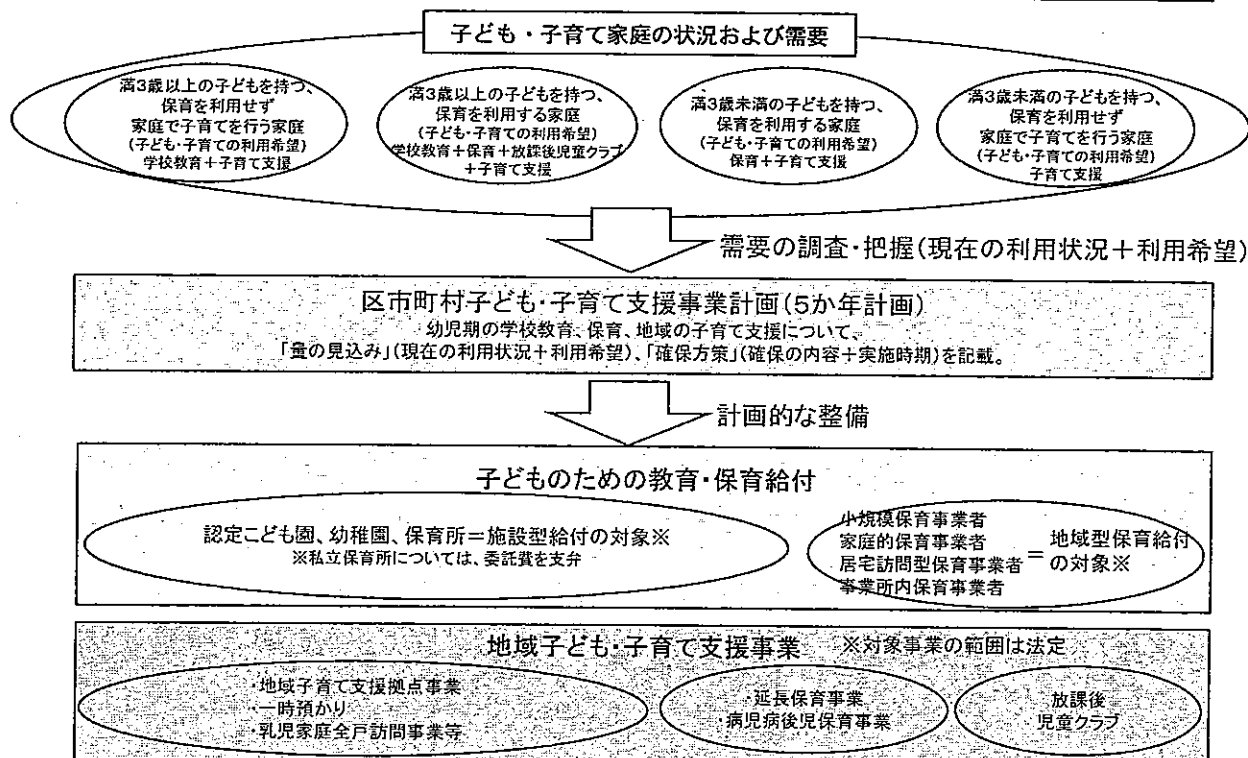
練馬区子ども・子育て支援 事業計画の概要について

平成26年11月
練馬区



事業計画のイメージ

○区市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全区市町村で作成。）



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、区市町村の確認を受けたもの

事業計画の記載事項

- 区市町村子ども・子育て支援事業計画のポイントー「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」
- ＜量の見込み＞
 - ・幼児期の学校教育、保育、地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載（参酌標準）。
 - 住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）
- ＜確保の内容・実施時期＞
 - ・幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載。
 - ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。
 - （例）平成27年度に地域型保育事業（50人分）を整備、平成28年度に施設（100人分）を整備
 - ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

- 区域設定
- 幼児期の学校教育・保育
- ＜量の見込み＞

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要あり（3～5歳）<2号>
- 保育の必要あり（0～2歳）<3号>

＜確保の内容・実施時期＞

- 施設（認定こども園、幼稚園）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

- 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

（〇年度に〇人分）

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方針に係る事項
- 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

確保方策案(教育・保育)

(1) 3号認定(0歳) 保育所、認定こども園、地域型保育事業 [単位:人]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,318	1,303	1,288	1,240	1,191
②確保方策	1,334	1,369	1,391	1,413	1,431
③増不足(②-①)	16	66	103	173	240

(2) 3号認定(1、2歳) 保育所、認定こども園、地域型保育事業 [単位:人]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	5,166	5,278	5,392	5,382	5,360
②確保方策	5,173	5,350	5,447	5,544	5,618
③増不足(②-①)	7	72	55	162	258

(3) 1号認定(3～5歳) 幼稚園、認定こども園 [単位:人]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	10,449	10,707	10,910	11,185	11,387
②確保方策	11,162	11,162	11,162	11,185	11,387
③増不足(②-①)	713	455	252	0	0

(4) 2号認定(3～5歳) 保育所、認定こども園 [単位:人]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	6,490	6,425	6,380	6,275	6,150
②確保方策	7,175	7,554	7,812	7,951	8,057
③増不足(②-①)	685	1,129	1,432	1,676	1,907

＜現状の定員(平成26年4月1日現在)＞

3号認定		2号認定		1号認定	
0歳	1、2歳	3～5歳	保育	3～5歳	4～5歳
1,208	4,531	6,579	12,318	11,162	

確保方策案(地域子ども・子育て支援事業①)

(1) 時間外保育事業 [単位:人]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	6,263	6,227	6,159	6,125	6,065
②確保方策	6,277	7,012	7,192	7,372	7,372
③過不足(②-①)	14	785	1,033	1,247	1,307

<現状の定員および実績(平成26年4月1日現在)>

定員	実績
4,824	1,140

(2) 放課後児童健全育成事業(低学年+高学年) [単位:人]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	6,185	6,204	6,259	6,220	6,209
②確保方策	4,498	4,808	5,188	5,708	6,228
③過不足(②-①)	△1,687	△1,396	△1,071	△512	19

<現状の受入上限および受入数(平成26年4月1日現在)>

受入上限	受入数
4,458	4,066

(3) 地域子育て支援拠点事業 [単位:人回]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	203,943	202,259	199,646	197,765	195,489
②確保方策(ヵ所)	23	24	25	26	27

<現状の拠点数(平成26年4月1日現在)および平成25年度の実績>

拠点数(ヵ所)	実績
20	191,460

確保方策案(地域子ども・子育て支援事業②)

(4) 一時預かり [単位:人日]

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	307,446	306,438	303,716	303,238	300,781
②確保方策	206,560	230,560	254,560	278,560	302,560
③過不足(②-①)	△100,886	△75,878	△49,156	△24,678	1,779

<現状の定員(平成26年4月1日現在)および平成25年度の実績>

定員	実績
182,560	136,720

② 幼稚園における一時預かり以外の一時的預かり

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	107,066	106,332	105,083	104,312	103,209
②確保方策	105,102	124,332	124,432	124,532	124,632
③過不足(②-①)	△1,964	18,000	19,349	20,220	21,423

<現状の定員(平成26年4月1日現在)および平成25年度の実績>

施設	定員	実績
保育園(一時預かり)	25,740	9,575
認可外保育施設(一時預かり)	12,480	10,311
プレイセンター	17,068	1,496
ファミリーサポートセンター(低学年+高学年)	-	24,815
合計	-	46,197

確保方策案(地域子ども・子育て支援事業③)

(5) 病児・病後児保育事業〔単位:人日〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	11,388	11,323	11,199	11,137	11,028
②確保方策	10,140	11,700	11,700	11,700	11,700
③過不足(②-①)	△1,248	377	501	563	672

<現状の定員(平成26年4月1日現在)および平成25年度の実績>

定員	実績
6,760	4,606

(6) 利用者支援事業〔単位:か所〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保方策	1	3	5	5	5
③過不足(②-①)	△4	△2	0	0	0

<現状の実施数(平成26年4月1日現在)>

実施数
0



確保方策案(地域子ども・子育て支援事業④)

- 以下の事業は、量の見込みが現状とほぼ同程度であるため、現状維持とする。
 - 子育て短期支援事業(ショートステイ)
 - 妊婦健診
 - 乳児家庭全戸訪問
 - 養育支援訪問事業
 - 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 以下の事業については、区で行う事業がないため計画には記載しない。
 - ファミリーサポートセンター(高学年)
 - 実費徴収に係る補足給付を行う事業



練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」
©練馬区